

写

新労基発 0722 第 1 号  
令和 6 年 7 月 22 日

林業・木材製造業労働災害防止協会新潟県支部長 殿  
加茂桐箆筒協同組合長 殿

新潟労働局労働基準部長  
(公 印 省 略)

### 砥の粉に伴う粉じん作業における健康障害防止の徹底について

平素から労働安全衛生行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、桐たんすを製造する事業場において就労していましたが元労働者からじん肺管理区分の決定申請がありました。

当該元労働者は、桐たんすの表面に液体で溶かした砥の粉を塗布し、乾燥後に布などでふき取る作業又は動力を使用した可搬式の回転ブラシなどで表面を拭き上げる作業を行っていました。

砥の粉が乾燥しますと「鉱物粉じん」に該当することから、当該作業は、粉じん作業に該当し、防じんマスクを着用の上、作業をさせる義務が生じます。

つきましては、貴会員事業場又は貴組合事業場に対しまして、下記の事項について周知していただき、砥の粉におけます粉じん障害防止対策を講じていただきますようお願いいたします。

また、上記周知の際には、別添資料のパンフレットを参考にさせていただきまますよう併せてお願いいたします。

### 記

- 1 常時、粉じん作業（鉱物を裁断し彫り又は仕上げする場所における作業）を行う労働者に対して、定期的にじん肺健康診断を実施すること。
- 2 手持式又は可搬式動力工具を用いて岩石又は鉱物を裁断し、彫り、又は仕上げする場合は、防じんマスク（国家個別検定合格品）を着用させること。
- 3 作業場ごとに「保護具着用責任者」を選任し、その者に保護具の適正な選択及び使用・保守管理を行わせること。
- 4 粉じん作業を行う屋内作業場について、作業時は全体換気装置又は局所排気装置稼働させること。
- 5 全体換気装置及び局所排気装置は、「検査・点検責任者」を選任し、1年に1回の法定定期自主検査及び少なくとも月1回以上の自主的な検査を行うこと。
- 6 「たい積粉じん清掃責任者」を選任し、その者の指揮の下で毎日1回以上の清掃及び1か月に1回のたい積粉じんを除去するための清掃を行うこと。